

評価業務手数料 <戸建住宅>

評価業務手数料

<税率10%>

■ 設計住宅性能評価料金

税込金額(税抜金額)/単位:円

当該建築物に係る部分の種別及び床面積の区分		日本住宅性能表示基準のうち住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項のみについて評価する場合	左記に加え、それ以外の性能表示事項を評価する場合	
戸建住宅	標準	200㎡以内	38,500 (35,000)	41,800 (38,000)
		200㎡超	42,900 (39,000)	46,200 (42,000)
	型式等	200㎡以内	24,200 (22,000)	27,500 (25,000)
		200㎡超	28,600 (26,000)	31,900 (29,000)

- ・ 標準:型式等以外の住宅
- ・ 型式等:住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅及び住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅をいいます。
- ・ 建築確認を他機関に申請する場合は、上記表の料金の1.1倍の額となります。ただし、行政庁へ申請又は、確認申請不要の場合は適用しません。
- ・ 変更設計住宅性能評価は、当該計画変更に係る部分の床面積に応じて、上記表の料金の2分の1の額とします。

■ 建設住宅性能評価料金

税込金額(税抜金額)/単位:円

当該建築物に係る部分の床面積の区分		日本住宅性能表示基準のうち住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項のみについて評価する場合	左記に加え、それ以外の性能表示事項を評価する場合
戸建住宅	200㎡以内	71,500 (65,000)	74,800 (68,000)
	200㎡超	75,900 (69,000)	79,200 (72,000)

- ・ 上記表は検査4回の額となっています。
- ・ 対象地域により割増料金を加算します。
- ・ 完了検査又は中間検査を他機関に申請する場合は、上記表の料金の1.1倍の額となります。ただし、行政庁へ申請又は、確認申請不要の場合は適用しません。

室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の加算額	ホルムアルデヒド	33,000 (30,000)
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	55,000 (50,000)

住宅性能評価／住宅性能証明(贈与税用)

地域別割増料金

<税率10%>

● 下表の対象地域の場合は、割増料金を申請料金に加算します。

ただし、建設地が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物は除きます。

地域別割増料金

税込金額(税抜金額)／単位:円

地域区分	割増手数料	対象地域	
		愛知県	神奈川県
A地域	11,000(10,000)	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、岡崎市、安城市、幸田町	伊勢原市、平塚市、秦野市、二宮町、大磯町、中井町、大井町、松田町、開成町
B地域	16,500(15,000)	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、西尾市(佐久島を除く)、知立市、高浜市、みよし市、碧南市、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、阿久比町	厚木市、茅ヶ崎市、藤沢市、大和市、海老名市、相模原市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町、清川村
C地域	22,000(20,000)	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、北名古屋市、清洲市、岩倉市、犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、愛西市、飛島村、蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、西尾市(佐久島に限る)	横浜市、川崎市、鎌倉市、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町

- ・ 割増料金は、建設住宅性能評価の検査1回毎の額となります。
- ・ 建築基準法による中間検査、完了検査を同時に行う場合を除きます。
- ・ 建築地が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物は除きます。

愛知県

神奈川県

